

宮崎県北広域行政事務組合公告式条例

(昭和60年4月1日条例第1号)

(改正 昭和63年7月25日条例第2号)

(改正 平成7年2月21日条例第1号)

(改正 平成18年4月14日条例第1号)

(改正 平成19年11月9日条例第1号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布文を付し、かつ、年月日を記入して、代表理事がこれに署名しなければならない。

(掲示場における掲示)

第3条 条例の公布は、延岡市役所、日向市役所、門川町役場、諸塚村役場、椎葉村役場、美郷町役場、高千穂町役場、日之影町役場及び五ヶ瀬町役場の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第4条 前2条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第5条 規則を除くほか、理事会の定める規程を公表しようとするときは、公布文を付し、かつ、年月日及び代表理事名を記入して代表理事印を押さなければならない。

2 第3条の規定は、規程の公表に準用する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に行われた条例、規則の公布及び公表を要する規程の公表については、この条例の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則（昭和63年7月25日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月21日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。